

平成23年(フ)第10556号建物収去命令申立事件

決 定

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

債権者の申立てを受けた執行官は、別紙物件目録記載の建物等を債務者の費用をもって収去することができる。

理 由

- 1 債権者は、千葉地方裁判所平成16年(フ)第566号建物収去土地明渡請求事件の執行力のある判決正本に基づき、主文同旨の決定を求めた。
一件記録によると、次の事実が認められる。

千葉地方裁判所は、平成22年2月25日、上記事件について債権者の建物収去土地明渡請求を全部認容する判決（以下「本件第1審判決」という。）を言い渡したもの、仮執行宣言は付さなかったところ、債務者がこれを不服として控訴するとともに、債権者も仮執行宣言を付すことを求めて附帯控訴をした。控訴審である東京高等裁判所は、平成23年5月20日、債務者の控訴を棄却するとともに、附帯控訴に基づき本件第1審判決中の債務者に対して建物収去土地明渡しを命じた部分に仮執行宣言を付する旨の判決（以下「本件控訴審判決」という。）を言い渡し、これに基づき東京高等裁判所書記官が同月24日付けで債権者のために本件第1審判決の正本に執行文を付与した。本件第1審判決の正本は平成22年2月25日に、本件控訴審判決の正本は平成23年5月20日にそれぞれ債務者に送達された。

- 2 債務者は、第1に、本件第1審判決が命じた建物の収去は任意の履行ができない状態にあるから、「債務者が任意に債務の履行をしないとき」という民法414条1項所定の要件を満たさないこと、第2に、本件申立てにおいては収去すべきでない建物が非対象物件として特定されていないこと、第3に、判決の確定前に強制執行をする必要性がないことの3点を主張して、本件申立ての却下を求



ている。

そこで検討するに、まず、上記第3の主張は本件申立ての適否とはかかわりのない事項を主張するものである。また、上記第1の主張は、先に債務者に対してされた建物供用禁止等の処分及び封鎖措置により建物の収去義務を履行できない状態にあることを前提とするものであるが、上記処分及び措置が建物の取壊しをも禁止しているものとは認め難いから、同主張はその前提を欠き採用できない。

上記第2の主張は、本件第1審判決が収去を命じたのは3階建ての未登記建物（以下「本件新建物」という。）であるところ、本件新建物はそれ以前から存在していた平家建ての建物（以下「本件旧建物」という。）を残したまま、これを覆い隠す形で建築されたものであって、本件旧建物は収去の対象とはならないから、この点を明示していない点において本件申立ては収去義務の対象物の特定が不十分であるというものである。

しかし、本件第1審判決は、本件旧建物が本件新建物に吸収されて独立性を失っている場合はもとより、仮に本件旧建物が独立の建物であった場合においても、債務者には本件新建物のみならず本件旧建物についても収去義務がある旨明確に判示しており（同判決87頁），本件第1審判決は、本件新建物の収去を命ずるとともに、仮に本件旧建物が独立の建物であった場合には、これに加えて本件旧建物の収去をも命ずる趣旨であると認めることができる。また、本件控訴審判決は、上記判示部分を引用した上（同判決45頁），同旨の判示を付加しているところ（同判決56頁），控訴審において債権者の請求の範囲と上記判示との関係が特に問題となった形跡がないことからすると、債権者の請求の趣旨も、仮に本件旧建物が独立の建物であった場合には、本件新建物に加えて本件旧建物の収去をも求めるものであったと認めることができる。そして、本件新建物は未登記の建物であり、本件旧建物は、債務者も主張するように本件新建物に覆い隠されており、現時点では直接見分することができない状態にあることからすると、

本件第1審判決がその主文及び別紙物件目録において本件旧建物の収去義務に明示的に言及しなかったこともやむを得ないものと認めることができ、その理由中の判断と併せ読むことにより、上記のように本件第1審判決が本件新建物のみならず本件旧建物の収去をも命じていることは明らかであり、その収去義務の特定において欠けるところはない。そうすると、本件申立ての趣旨もまた本件第1審判決同様本件旧建物の収去をも求めるものと理解することができ、その特定に何ら問題はない。

したがって、上記第2の主張も採用することができない。もっとも、本件第1審判決の主文及び別紙物件目録において本件旧建物の収去義務に明示的に言及しなかったことは、収去義務の範囲に疑義を生じさせる余地がないとはいえないでの、本件決定の別紙物件目録においては、本件第1審判決の趣旨をより明確にするため、本件新建物の表示欄に、その内部に別個独立の建物が存在する場合には、その建物も含む旨明示することとする（本件旧建物が本件新建物に吸収されて独立性を喪失している場合には、本件旧建物の残存部分を本件新建物の一部として収去し得ることはいうまでもない。）。

3 以上によると、債権者の本件申立ては理由があるから認容することとし、主文のとおり決定する。

平成23年7月4日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判官

藤山雅行

(別紙)

当事者目録

千葉県成田市古込字古込1番地1

債 權 者	成田国際空港株式会社
同 代 表 者 代 表 取 締 役	森 中 小 三 郎
同 代 理 人 弁 護 士	真 智 稔
同	上 野 至
同	和 田 衛

千葉県成田市三里塚115番地

債 務 者	三里塚芝山連合空港反対同盟
同 代 表 者 事 務 局 長	北 原 鎌 治
同 代 理 人 弁 護 士	葉 山 岳 夫
同	一 濑 敬 一 郎
同	廣 濑 理 夫
同	大 口 昭 彦
同	遠 藤 憲 一
同	久 保 田 理 子
同	長 谷 川 直 彦
同	藤 田 正 人
同	西 村 正 治
同	浅 野 史 生

(別紙)

物 件 目 錄

1 建物

所 在 千葉県成田市天神峰字南台42番1
同 42番2
同 42番3
種 類 集会所
構 造 鉄骨造3階建(一部木造)
床面積 1階 約65m²
2階 約53m²
3階 約53m²

※ 別添図面イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次直線で結んだ範囲のうち、緑色の実線で囲まれた部分。仮に、この建物内に別個独立の建物が存在する場合には、その建物を含む。

2 附属建物

所 在 千葉県成田市天神峰字南台42番1
種 類 便所
構 造 木造トタン葺平家建
床面積 約3m²

※ 別添図面イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次直線で結んだ範囲のうち、青色の破線で囲まれた部分

3 その他の物件

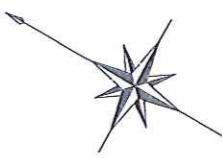
内容 蛇口及び水道管(埋設部分を含む) 4個
小便器 1台

流し台 1台

所在 別紙図面記載のとおり



成田市天神峰字南台

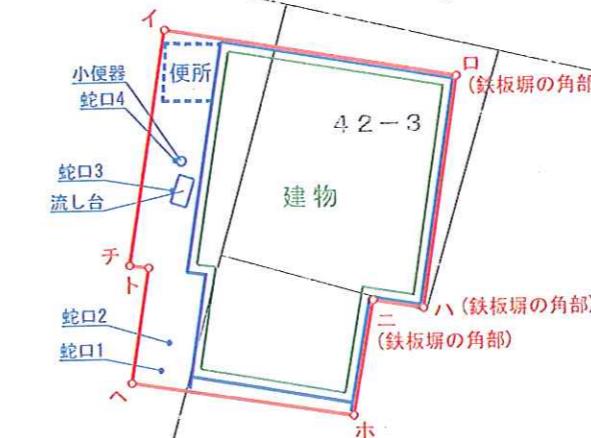


S = 1 : 250

至 ナリタゴルフコース

4 1 - 9

成田市道



4 2 - 1

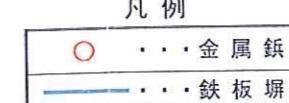
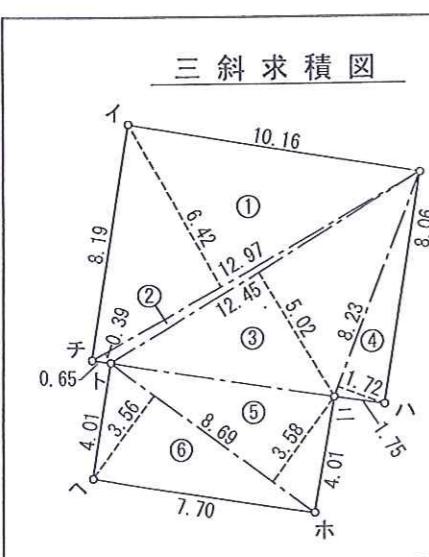
4 3 -- 2

4 2 - 2

4 3 - 3

三斜求積表

地番 対象地			
No.	底辺	高さ	倍面積
①	12.97	6.42	83.2674
②	12.97	0.39	5.0583
③	12.45	5.02	62.4990
④	8.23	1.72	14.1556
⑤	8.69	3.58	31.1102
⑥	8.69	3.56	30.9364
倍面積		227.0269	
面積		113.51345	
地積		113.51	m ³



平成21年10月28日作成
成田市園護台1101-10
株式会社トーケン
測量士小高良則

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成 23 年 7 月 4 日

千葉地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 大 野 孝 一

